

財団法人滋賀県環境事業公社建設請負契約約款（抜粋）

第 27 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物または工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第 1 項もしくは第 2 項または第 29 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（第 48 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。